

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第15号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第9号ウ」を「第2条第11号ウ」に改める。

第41条第1項中「都市計画法」の次に「（昭和43年法律第100号）」を加える。

第2章第5節を次のように改める。

第5節 土壌及び地下水の汚染に関する規制

（汚染状況の調査等の命令）

第48条 条例第54条第2項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第54条第2項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

(2) 条例第54条第2項の規定による報告を行うべき期限

(土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規模)

第49条 条例第55条第1項の規則で定める規模は、500平方メートル以上3,000平方メートル未満とする。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告)

第49条の2 条例第55条第1項及び第2項の規定による報告は、土壤汚染等調査結果報告書(第16号様式)によって行わなければならない。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告を要しない行為)

第49条の3 条例第55条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

イ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。

(2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前号アに該当しないもの

(3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、第1号アに該当しないもの

(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(土地の形質の変更時の調査の結果報告命令等)

第49条の4 第48条の規定は、条例第55条第3項の規定による命令について準用する。この場合において、第48条中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第55条第3項」と、「報告を行うべき期限」とあるのは「報告を行うべき期限又は報告の内容を是正すべき期限」と読み替えるものとする。

(調査計画書の届出)

第50条 条例第56条第1項の規定による届出は、調査計画書届出書(第16号様式の2)によって行わなければならない。

(大規模な土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規模)

第51条 条例第57条第1項の規則で定める規模は、3,000平方メートルとする。

(大規模な土地の形質の変更時の調査の結果報告)

第51条の2 条例第57条第1項の規定による報告は、特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書（第16号様式の3）によって行わなければならない。

2 条例第57条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴
- (2) 当該工場等における特定有害物質等の取扱いの状況
- (3) その他必要な事項
(土壌汚染等処理基準)

第52条 条例第57条の2の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第18の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「土壌溶出量基準」という。）に該当すること。
- (2) 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第19の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「土壌含有量基準」という。）に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第20の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

(自主調査の結果報告)

第52条の2 条例第57条の2の規定による報告は、自主調査結果報告書（第16号様式の4）によって行わなければならない。

(措置管理区域の指定に係る基準)

第53条 条例第58条第1項第2号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

(ア) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実にある井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(イ) 地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実にある取水施設の取水口

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

(2) 土壤汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

(措置管理区域の指定の告示)

第53条の2 条例第58条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 指定をする旨（条例第58条第6項において準用する場合にあっては、指定の解除をする旨）

(2) 措置管理区域

(3) 措置管理区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類（条例第58条第6項において準用する場合にあっては、当該基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類）

(4) 措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第58条第6項において準用する場合にあっては、講じられた健康被害防止措置等その他の必要な事項）

2 前項第2号の措置管理区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

(措置管理区域内の土地の所有者等に対する指示)

第53条の3 条例第58条の2第1項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
- (2) 措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由
- (3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(措置管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第53条の4 条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立処分
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第4号に規定する基準に従って行う同法第3条第6号に規定

する廃棄物の排出

2 条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。

3 前条の規定は、条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第3項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。

（汚染の除去等の措置の指示事項）

第53条の5 条例第58条の2第2項の規則で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

（健康被害防止措置等を講ずべき旨の命令）

第53条の6 条例第58条の2第4項の規定による命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（拡散防止管理区域の指定に係る基準）

第53条の7 条例第58条の4第1項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地が次のアに該当しないこと又は次のイからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点がないこと。

イ 土壌の第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。ただし、シアン化合物を除く。以下同じ。）による汚染状態が第二

溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則第9条第1項第2号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。）に適合する土地（特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなものを除く。）

ウ 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）が埋め立てられている場所を除く。）であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものに限る。）

エ 次に掲げる土地であって、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地

(ア) 工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。）内にある土地

(イ) (ア)に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第53条第1号アに該当しないと認められるもの

(2) 土壤汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置が講じられていないこと。

(拡散防止管理区域の指定の告示)

第53条の8 条例第58条の4第4項において準用する条例第58条第2項及び第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、拡散防止管理区域の明示については、第53条の2第2項の規定を準用する。

(1) 指定又は指定の解除をする旨

(2) 拡散防止管理区域

(3) 拡散防止管理区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類

- (4) 拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置又は講じられた生活環境保全措置等その他の必要な事項
(拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対する指示)

第53条の9 条例第58条の5第1項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所
(2) 拡散防止管理区域内において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由
(3) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき期限

2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、生活環境に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(拡散防止管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第53条の10 条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。

2 第53条の4第1項ただし書の規定は、前項の行為について準用する。

3 条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の拡散の防止等の措置を定めて行うものとする。

4 前条の規定は、条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第3項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割により

その地位を承継した者を含む。) 」と読み替えるものとする。

(汚染の拡散の防止等の措置の指示事項等)

第53条の11 第53条の5の規定は、条例第58条の5第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、第53条の5中「汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染の拡散の防止等の措置」と読み替えるものとする。

2 第53条の6の規定は、条例第58条の5第4項の規定による命令について準用する。

(拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出)

第53条の12 条例第58条の7第1項の規定による届出は、拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした拡散防止管理区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

第53条の13 条例第58条の7第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う拡散防止管理区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日

(拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第53条の14 条例第58条の7第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式)によって行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている拡散防止管理区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

2 第53条の12第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第2項第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。

(拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第53条の15 第53条の12第2項及び前条第1項の規定は、条例第58条の7第3項の規定による届出について準用する。この場合において、第53条の12第2項第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項第2号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域の指定の告示)

第53条の16 条例第58条の8第4項において準用する条例第58条第2項及び第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、形質変更時届出管理区域の明示については、第53条の2第2項の規定を準用する。

- (1) 指定又は指定の解除をする旨
- (2) 形質変更時届出管理区域
- (3) 形質変更時届出管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類
- (4) 形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、

- かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。) にあっては、その旨
- (5) 第53条の7第1号ウ又はエに該当するものにあつては、その旨
 - (6) 指定の解除の告示の場合にあつては、形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置その他の必要な事項
(形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出)

第53条の17 条例第58条の9第1項の規定による届出は、形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式の2)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時届出管理区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

第53条の18 第53条の13の規定は、条例第58条の9第1項の規則で定める事項について準用する。この場合において、第53条の13第2号中「拡散防止管理区域」とあるのは「形質変更時届出管理区域」と読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第53条の19 条例第58条の9第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式の2)によって行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている形質変更時届出管理区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

- 2 第53条の17第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第2項第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第53条の20 第53条の17第2項及び前条第1項の規定は、条例第58条の9第3項の規定による届出について準用する。この場合において、第53条の17第2項第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項第2号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(管理区域台帳)

第54条 管理区域台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

- 2 前項の帳簿及び図面は、管理区域ごとに調製するものとする。
- 3 第1項の帳簿及び図面は、措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域に関するものを区別して保管しなければならない。
- 4 第1項の帳簿の様式は、措置管理区域にあつては第18号様式、拡散防止管理区域にあつては第18号様式の2、形質変更時届出管理区域にあつては第18号様式の3のとおりとする。
- 5 第1項の図面は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 土壌汚染等調査又は自主調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
 - (2) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
 - (3) 管理区域の周辺の地図
- 6 市長は、帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、速やかに、これを訂正し、及び条例第58条第4項若しくは第5項、条例第58条の4第2項若しくは第3項又は条例第58条の8第2項若しくは第3項の規定により管理区域の指定が解除された場合には、当該管理区域に係る帳簿及び図面を管理区域台帳から消除するものとする。

(管理汚染土壌の搬出時の届出)

第55条 条例第60条第1項の規定による届出は、管理汚染土壌の区域外搬出届出書(第19号様式)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 管理汚染土壌の場所を明らかにした管理区域の図面
- (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた管理区域において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- (4) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶(以下「自動車等」という。)の構造を記した書類
- (5) 運搬の過程において、積替えのために当該管理汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- (6) 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
- (7) 管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第14条第1項に規定する許可証をいう。以下同じ。)の写し

第55条の2 条例第60条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 管理区域の所在地
- (3) 管理汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日
- (4) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (5) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並び

に所有者の氏名又は名称及び連絡先

- (6) 前条第2項第5号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
（管理汚染土壌の搬出時の変更の届出）

第55条の3 条例第60条第2項の規定による届出は、管理汚染土壌の区域外搬出変更届出書（第19号様式の2）によって行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、第55条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第55条の4 条例第60条第3項の規定による届出は、非常災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書（第19号様式の3）によって行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 管理汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
 - (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
 - (3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
 - (4) 保管施設の構造を記した書類
 - (5) 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - (6) 管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壤汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

（管理票の交付）

第55条の5 条例第60条の5第1項の規定による管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 第55条第2項第3号又は前条第2項第2号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。
- (2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、1の自動車等で運搬する管理汚染土壌の運搬先が2以上である場合には、運搬先ごとに

交付すること。

- (3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあつては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

（管理票の記載事項等）

第55条の6 条例第60条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (2) 氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 当該管理区域の所在地
- (4) 法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (5) 運搬受託者の住所又は所在地及び連絡先
- (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (8) 処理受託者の住所又は所在地及び連絡先
- (9) 当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称、所在地及び土壌汚染対策法第22条第1項の許可に係る許可番号
- (10) 当該委託に係る管理汚染土壌の荷姿

2 管理票の様式は、第20号様式のとおりとする。

（運搬受託者の記載事項）

第55条の7 条例第60条の5第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運搬を担当した者の氏名
 - (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
 - (3) 管理汚染土壌を引き渡した年月日
 - (4) 運搬を行った区間
 - (5) 当該委託に係る管理汚染土壌の重量
- （運搬受託者の管理票交付者への送付期限）

第55条の8 条例第60条の5第3項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から10日とする。

(処理受託者の記載事項)

第55条の9 条例第60条の5第4項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- (2) 処理を担当した者の氏名
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第55条の10 条例第60条の5第4項の規則で定める期間は、処理を終了した日から10日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第55条の11 条例第60条の5第5項の規則で定める期間は、5年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第55条の12 条例第60条の5第6項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第60条の5第3項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から40日
- (2) 条例第60条の5第4項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から100日

(管理汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第55条の13 条例第60条の5第6項の規定による届出は、搬出管理汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書(第20号様式の2)によって行わなければならない。

(運搬受託者の管理票等の保存期間)

第55条の14 条例第60条の5第7項の規則で定める期間は、5年とする。

(処理受託者の管理票の保存期間)

第55条の15 条例第60条の5第8項の規則で定める期間は、5年とする。

(汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項)

第56条 条例第60条の7第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 汚染土壌の処理の方法
- (6) 汚染土壌の保管設備を設ける場合にあっては、当該保管設備の場所及び容量
- (7) 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要
- (8) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置
- (9) 汚染土壌処理施設の構造の詳細並びに汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設（以下「埋立処理施設」という。）にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況
- (10) 汚染土壌の処理工程
- (11) 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下この条において「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統
- (12) 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域に排出水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除される水を排出する場所をいう。）における排出水の水質の測定方法
- (13) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の水質の

測定方法

- (14) 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法
- (15) 浄化等処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第1号に規定する浄化等処理施設をいう。）又はセメント製造施設（同条第2号に規定するセメント製造施設をいう。）にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる大気有害物質（同令第2条第2項第20号に規定する大気有害物質をいう。以下同じ。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法

第63条第2号ウ中「（昭和33年法律第79号）」を削り、同条第3号中「（昭和32年法律第177号）」を削る。

別表第3備考中「第6条第2項及び第10条第2項」を「第6条の2第1項及び第11条第2項」に改める。

別表第6中「Z8762の項、日本工業規格Z8763の項」を「Z8762-1の項からZ8762-4の項までに定める方法」に、「計量法（平成4年法律第51号）第2条第3項」を「計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第5号イ（3）から（6）まで」に改める。

別表第18中「第49条第1号」を「第52条第1号」に改め、「ポリ塩化ビフェニル」の次に「（以下「PCB」という。）」を加える。

別表第19中「第49条第2号」を「第52条第2号」に改める。

別表第20中「第49条第3号」を「第52条第3号」に、「ポリ塩化ビフェニル」を「PCB」に改める。

第16号様式を次のように改める。

土壌汚染等調査結果報告書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

報告者 住 所

氏 名 印
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第55条第1項（第2項）の規定により、土壌汚染等調査の結果について、次のとおり報告します。

特定有害物質等取扱工場等又は土地の形質の変更に係る事業の名称	
特定有害物質等取扱工場等又は土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土 壌 汚 染 等 調 査 の 結 果	別添のとおり
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土 壌 汚 染 等 調 査 を 行 っ た 指 定 調 査 機 関 の 氏 名 又 は 名 称	
土 壌 汚 染 等 調 査 に 従 事 し た 者 を 監 督 し た 技 術 管 理 者 の 氏 名 及 び 技 術 管 理 者 証 の 交 付 番 号	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第16号様式の次に次の3様式を加える。

第16号様式の2（第50条関係）

<p>調査計画書届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 名古屋市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p>市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第56条第1項の規定により、調査計画書の作成について、次のとおり届け出ます。</p>	
特定有害物質等取扱工場等又は土地の形質の変更に係る事業の名称	
特定有害物質等取扱工場等又は土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	
特定有害物質等の取扱いの状況	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土 壌 汚 染 等 調 査 計 画 書	別添のとおり
土 壌 汚 染 等 調 査 を 行 う 指 定 調 査 機 関 の 氏 名 又 は 名 称	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

報告者 住 所

氏 名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第57条第1項の規定により、過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等の調査の結果について、次のとおり報告します。

土地の形質の変更に係る事業の名称		
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の種類		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の着手予定日		
土地の形質の変更の規模		
対象地の概要	現在の土地利用の状況	
	過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴	
	当該工場等の特定有害物質等の取扱いの状況	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第16号様式の4（第52条の2関係）

自主調査結果報告書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
報告者 住 所	
氏 名 印	
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第57条の2の規定により、自主調査の結果について、次のとおり報告します。	
自主調査を行った土地の所在地	
自主調査を行った土地の場所	
自主調査の結果	別添のとおり
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第17号様式を次のように改める。

拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

第1項

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第58条の7第2項の規定によ

第3項

り、拡散防止管理区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

拡散防止管理区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第17号様式の次に次の1様式を加える。

<p>形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 名古屋市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: right;">第1項</p> <p>市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第58条の9第2項の規定によ</p> <p style="text-align: right;">第3項</p> <p>り、形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け 出ます。</p>	
形質変更時届出管理区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の 着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の 完了予定日（又は完了日）	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、
本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第54条関係）

措置管理区域台帳

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
措置管理区域の概況					面積	
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有 ・ 無					
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された措置管理区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
措置管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

第18号様式の次に次の2様式を加える。

第18号様式の2 (第54条関係)

拡散防止管理区域台帳

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
拡散防止管理区域の概況					面積	
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有 ・ 無					
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された拡散防止管理区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた拡散防止管理区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
拡散防止管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

第18号様式の3 (第54条関係)

形質変更時届出管理区域台帳

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
形質変更時届出管理区域の概況				面積		
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された形質変更時届出管理区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時届出管理区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
汚染の拡散の防止等の措置が講じられた形質変更時届出管理区域にあつては、その旨及び当該汚染の拡散の防止等の措置						
第53条の7第1号ウ若しくはエ又は第53条の16第4号に該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時届出管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

第19号様式を次のように改める。

管理汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第1項の規定により、管理汚染土壌の搬出について、次のとおり届け出ます。

管 理 区 域 の 所 在 地	
管 理 汚 染 土 壌 の 特 定 有 害 物 質 に よ る 汚 染 状 態	
管 理 汚 染 土 壌 の 体 積	
管 理 汚 染 土 壌 の 運 搬 の 方 法	
管 理 汚 染 土 壌 を 運 搬 する 者 の 氏 名 又 は 名 称	
管 理 汚 染 土 壌 を 処 理 する 者 の 氏 名 又 は 名 称	
管理汚染土壌を処理する施設の所在地	
管理汚染土壌の搬出の着手予定日	
管理汚染土壌の搬出完了予定日	
管理汚染土壌の運搬完了予定日	
管理汚染土壌の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 (保管施設を用いる場合に限る。)	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第19号様式の次に次の2様式を加える。

第19号様式の2（第55条の3関係）

管理汚染土壌の区域外搬出変更届出書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
届出者 住 所	
氏 名 印	
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第2項の規定により、 管理汚染土壌の搬出時の届出の変更について、次のとおり届け出ます。	
変更しようとする事項	
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
変 更 の 理 由	
内容に変更がないため、 添付を省略する 書類又は図面	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第19号様式の3（第55条の4関係）

非常災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名 印
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第3項の規定により、管理汚染土壌の搬出について、次のとおり届け出ます。

管 理 区 域 の 所 在 地	
管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
管 理 汚 染 土 壌 の 体 積	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 先	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 の 着 手 日	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 の 完 了 日	
搬出先から再度搬出を行う場合に あつては、当該搬出の着手予定日	
管 理 汚 染 土 壌 の 運 搬 の 方 法	
管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
管理汚染土壌を処理する施設の所在地	
管 理 汚 染 土 壌 の 運 搬 完 了 予 定 日	
管 理 汚 染 土 壌 の 処 理 完 了 予 定 日	
運搬の用に供する自動車等の 使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	
保 管 施 設 の 所 在 地 並 び に 所有者の氏名又は名称及び連絡先 (保管施設を用いる場合に限る。)	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。

第20号様式を次のように改める。

管理票

整理番号 _____

管理票交付者	氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名	運搬受託者	氏名又は名称	処理受託者	氏名又は名称	交付担当者の氏名		
	住所又は所在地及び連絡先		住所又は所在地及び連絡先		住所又は所在地及び連絡先		交付年月日	年 月 日
管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（※該当欄に濃度又はレ点を記入）							交付番号	
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン		溶出量 第二溶出量 基準超過 基準超過 <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> P C B <input type="checkbox"/> 有機りん化合物		溶出量 第二溶出量 含有量 基準超過 基準超過 基準超過 <input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物			管理汚染土壌の荷姿	
							管理汚染土壌の体積	m ³
							管理汚染土壌の重量	t・kg
管理区域の所在地		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間			引渡し年月日	
積替え又は保管場所	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所	自動車等の番号		↓			年 月 日	
	名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先	担当者氏名						
積替え又は保管場所	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所	自動車等の番号		↓			年 月 日	
	名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先	担当者氏名						
汚染土壌処理施設の名称及び所在地		自動車等の番号		↓			年 月 日	
名称 所在地 許可番号	担当者氏名							
引渡しを受けた者の氏名		処理担当者の氏名		処理方法	処理終了年月日		年 月 日	
運搬受託者からの返送確認日		年 月 日	処理受託者からの返送確認日	年 月 日	備考			

第20号様式の次に次の1様式を加える。

第20号様式の2（第55条の13関係）

<p>搬出管理汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書</p>					
<p>年 月 日</p>					
<p>（宛先）名古屋市長</p>					
<p>届出者 住 所</p>					
<p>氏 名 印</p> <p>（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）</p>					
<p>市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条の5第6項の規定により、管理汚染土壌の運搬又は処理の状況について、次のとおり届け出ます。</p>					
管理票	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交 付 年 月 日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交 付 番 号</td> <td></td> </tr> </table>	交 付 年 月 日		交 付 番 号	
交 付 年 月 日					
交 付 番 号					
管 理 区 域 の 所 在 地					
管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態					
管 理 汚 染 土 壌 の 体 積					
届 出 書 提 出 事 由	<input type="checkbox"/> 管理票の写しの送付を受けていない <input type="checkbox"/> 管理票に必要事項が記載されていない <input type="checkbox"/> 管理票に虚偽の記載がある				
届出書提出事由に係る者	<input type="checkbox"/> 運搬受託者 <input type="checkbox"/> 処理受託者				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">氏 名 又 は 名 称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所 又 は 所 在 地</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名 又 は 名 称		住 所 又 は 所 在 地		
氏 名 又 は 名 称					
住 所 又 は 所 在 地					
把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法					

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第41条、別表第3備考及び別表第6の改正規定は、公布の日から施行する。